

名張市情報公開条例の 解釈及び運用

令和6年4月

(目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、この条例の制定目的を明らかにしたものである。

【解 釈】

- 1 本条は、この条例が市の保管、保存する公文書を公開することにより、市民の市政に関する「知る権利」を保障するとともに、市の説明責任を明らかにするものである。
- 2 開かれた市政の下、市と市民との間に自由で豊かな情報の流れをつくり、共通の情報に基づいて市政を運営していくことは、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、市政運営のより公正で効率的な推進を図ることができる。また、行政と市民が情報を共有することにより、お互いの連携と協力による民主的な地域づくりを推進することができる。
- 3 情報公開請求権とは、「知る権利」を具体的に保障する手段、ルールの確立という意義がある。
- 4 本条は、この条例の各条文を通じての解釈運用の指針を示すものであり、各条文の解釈運用は、たえず本条に照らしながら行うものとする。

【運 用】

公文書公開制度は、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の公開を市に義務付けるものであり、市民の公開請求権が基本となる点において、従来の情報提供施策とは性格を異にするものであることに留意して、制度を運用する必要がある。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 名張市立図書館、名張市市民センター等において一般の利用に供することを目的として保管している図書、資料、刊行物等

【趣 旨】

本条は、この条例の中で重要な意味を持つ「実施機関」、「公文書」の二つの用語について、定義したものである。

【解 釈】

1 実施機関

「実施機関」とは、公文書の公開を実施する機関のことであり、実施機関はこの条例に基づく事務を自らの判断及び責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。社会福祉事務所長は、独立して所掌事務を管理、執行する権限を有しているが、この制度では、市長の補助機関として位置付け、市長に含まれるものとする。また、審議会等の附属機関は、それが附属する実施機関（執行機関）に含まれる。なお、一部事務組合等、市とは別の法人格を有する団体は、この条例での実施機関には含まれない。

2 公文書

(1) 「実施機関の職員」とは、市長、各行政委員会の委員、監査委員、附属機関の委員、消防長及び議員のほか、実施機関の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。

なお、実施機関に属する職員であっても、一部事務組合等、実施機関とは別の組織の職員として事務に従事した場合は除かれる。この場合、当該組織の条例が適用される。

(2)「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内で公的な立場において作成し、又は取得したという趣旨である。

なお、職員が個人的に作成し、又は取得した資料やメモは一般的には対象とならないが、もしこれらが組織共有文書に添付された場合は公文書とする。

(3)「職務上作成し、又は取得し」「組織的に用いるもの」となる時点は、作成したのものについては「組織的な検討に付された時点以後のもの（※決裁の有無は問わない）」をいい、職員の個人的検討段階における文書は含まない。ただし、所属内部の共有棚や共有フォルダに保管され、所属職員が探索可能な状態にある場合などには、組織共用性が認められる余地もある。

取得したものについては「受領した時点以後のもの（※收受印の有無は問わない）」をいう。

(4)「文書」とは、広義には、「口頭」に対応する「書面」の意味であり、「文字又はこれに代わるべき符号を用い、永続すべき状態において、ある物体の上に記した意思表示又は事実判断を表示したもの」といわれる。具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、カード、電算入力帳票等をいう。また、「これに代るべき符号」とは、点字、速記用符号が考えられる。

(5)「図画」とは、象形を用いた地図、図面、設計図、ポスター等をいう。

(6)「写真」とは、印画紙にプリントしたものをいう。

(7)「フィルム」とは、ネガフィルム、映画フィルム、スライド、マイクロフィルム等をいう。

(8)「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、その内容の確認に専用の機器を使用する磁気テープ、CD、USBメモリ、DVD等の媒体に情報が記録されたものをいう。

(9)「実施機関の職員が組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用又は保存されている状態にあるものを意味する。

(10)「当該実施機関が保有しているもの」とは、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実には有していることであり、一時的に預かっている文書等は「保有している」とはいえない。

(11)「一般の利用に供することを目的として保管している図書、資料、刊行物等」とは、市の図書館等の施設において、専ら一般の閲覧に供するために管理されている図書、資料、刊行物等をいう。

【運用】

- 1 公文書公開とは、あくまで既に保有している文書があるがままの状態で開催するものである。現に保有していない文書を請求された場合は不存在決定をするものであり、公開のために新規の文書を作成してはならない。
- 2 文書処理規程による保存期間が満了した公文書であっても、実施機関が管理しているものは公開の対象となる。
- 3 文書処理規程の規定による廃棄処理を行う直前の公文書に公開請求があった場合は、公開に係る全ての処理が終了するまで廃棄は行わないものとする。
- 4 職員が他の団体の事務に従事している場合における当該事務遂行のために作成又は取得したものについては、公文書に含まれない。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、第1条の目的が達成されるようこの条例を解釈し、公文書は、公開を原則としなければならない。

2 実施機関は、公文書を公開するときは、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、第1条（目的）とともに、この条例全体にわたる解釈運用の基本的な方針を、実施機関に課せられた責務という形で定めたものである。

【解 釈】

1 実施機関は、市民の情報の公開を請求する権利を保障するため、原則公開の観点に立って、制度の運用を行う必要がある。

2 個人に関する情報は、第7条第2号において非公開とすることができると定めている。特に、ただし書の判断に当たっては、本項の趣旨に則して行うものとする。

情報公開制度といえども、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされることがないように十分配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 公文書の公開を請求しようとする者は、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

2 公文書の公開を受けた者は、公開によって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、情報公開制度を利用する主体である市民の責務を規定したものである。

【解 釈】

- 1 情報公開制度に基づき公開を受けようとする者は、制度の趣旨を十分理解し、目的意識のない利用を行う等、制度上の権利を濫用してはならない。また、公開によって得た情報を適正に使用しなければならない。
- 2 「適正に使用する」とは、公開によって得た情報を社会一般の良識に従って使用するという趣旨である。
- 3 公開によって得た情報を利用して第三者の権利を侵害するようなことがないようしなければならない。

【運 用】

公文書の閲覧、視聴又は写しの交付をするときは、請求者に対し、当該閲覧等により得た情報を適正に利用し、第三者の権利を不当に侵害しないよう啓発するものとする。

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の公開を請求する権利を濫用してはならない。

【趣 旨】

本条1項は、この条例に基づき市が保有する公文書の公開を請求できる者を定めたものである。

2項は、この条例によって付与された公開請求権に内在する制約として、公開請求者には条例の趣旨・目的に則って正当に権利行使すべき一定の責務があることから、権利を濫用してはならないことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「何人も」とは、市民に限らず、法人や海外からの請求等を含む。
- 2 この条例に定める公開請求権は、何人に対しても等しく権利を認めるものであり、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではない。いかなる者が、いかなる理由で公開請求を行おうと、その個別的事情が公開決定等の結論に影響を及ぼしてはならない。
- 3 権利の濫用の禁止とは、あくまで制度の趣旨を明らかに逸脱した行為を禁止するものであり、市民の当然の権利を制限するものではない。

したがって、当該公開請求が権利の濫用に当たるか否かについては、個別の事案ごとに公開請求者の言動、公開請求の内容、方法等、複数の要素を総合的に勘案する必要がある。

公開請求者に不当要求に相当するような言動があれば、録音や文書により経緯を記録する、当該公開請求が社会通念上適正なものであるか疑義がある場合には審査会の意見を聴くなど、慎重に判断しなければならない。

権利の濫用判断基準

○特定の所属の業務を停滞させる目的であることが明らかなもの

(例)

- 「お前達の仕事を増やしてやる」などと発言したのちに、特定の所属に対して短期間に集中して大量の請求を行ったり、正当な理由がないのに同一内容についての請求を繰り返す。
- 現に審査請求を提起している公開決定等に係る文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たに請求を行うなど、公開請求する実益がないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求を繰り返す。
- 非公開決定を妥当とする裁決の後に再び公開請求を行うなど、審査請求に対する裁決が行われた公開決定等に係る文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、実益のない新たな公開請求を行う。

○特定の所属・職員に対する威圧・攻撃が目的であることが明らかなもの

(例)

- 特定職員の誹謗・中傷を記載した請求を繰り返し行う。
- 公開された文書をほとんど閲覧せず、立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張したり、長時間にわたる職員の応対を強要する行為が繰り返される。

この他、文書特定のための補正に応じない等の形式上の不備による不適法な請求については、名張市行政手続条例第7条に則り却下とする等、適切に処理する。

(公開請求の手続)

第6条 前条第1項の規定により公文書の公開を請求する者(以下「公開請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開を請求する公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 公開請求者は、実施機関が公文書の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書(以下単に「請求書」という。)に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、公開請求の具体的な手続及び公開請求者の公文書特定の協力義務を定めるとともに、公開請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

【解 釈】

1 公文書の公開請求は、公文書の公開を求める市民の権利の行使であり、請求に対する実施機関の公開の可否の決定を法的に求める手続である。また、非公開決定等の場合には将来争訟につながることも考えられるため、文書による請求を定めるものである。

2 「公開を請求する公文書を特定するために必要な事項」とは、公文書の具体的な件名又は実施機関の職員が請求に係る公文書を特定し得る内容をいう。

3 「形式上の不備」とは、1項1号の必要的記載事項が記載されていない場合や、2号の公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため、公文書を特定することが困難である場合等をいう。

4 「補正」とは、公開請求書の形式上の不備を補うための補充、訂正をいう。

【運 用】

1 郵送又はファクシミリによる請求は、請求の対象となる公文書の特定が容易かつ

確実にできるものについては、これを認める。この場合、公開請求の受付日は、公開請求書が実施機関に到達した日となるが（民法97条）、実施機関は公開請求者に対して、電話等で公開請求の受付日を通知するのが望ましい。

- 2 口頭又は電話による請求は、請求権者と行政との権利義務関係を不明確にし、行政処分の経緯や事実関係を不明確にするため、認めない。
- 3 電子メールでの請求は遅延、不達のおそれ、文字化け及びコンピューターウイルス等の感染を防止することから、認めない。
- 4 公文書の特定は、公開請求の本質的な内容であり、請求者が行うべき事項である。しかし、請求者が市の保有する公文書の件名等を知り得ることは少なく、請求者が公文書を特定することは困難な場合が多いと考えられるので、実施機関の側にも公文書の特定に必要な情報を提供する努力義務がある。

実際の公開請求の受付の場面においては、「〇〇に関する資料」といったような、抽象的な請求が見受けられる。このような特定困難な記載の公開請求については、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度に種々のものが想定され、どこまでを含むかが明らかでないため、公文書の特定として不十分である場合が多いと考えられる。このような場合には、公開請求者と実施機関の双方がそれぞれの責務を誠実に果たし、両者協力の下、公文書の特定を行っていくことが求められる。

- 5 公開請求書の記載に不備がある場合には、当該公開請求書の不備を補正するよう求めることができる。
- 6 補正の結果、公開請求書の形式上の不備が修正された場合には、当初から適法な公開請求があったものとして取り扱い、補正に要した日数を除いて15日以内に、公開決定等を行うことになる。（11条 - 公開決定等の期限）
- 7 相当の期間を定めて補正を求めた場合に、正当な理由がないにも関わらず当該期間を経過しても補正がなされないときは、名張市行政手続条例第7条に則り、速やかに拒否処分等を行うことになる。
- 8 「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、公開請求書の記載内容に関連する情報の概要等や公文書名、該当すると考えられる公文書の名称等が記載されている件名目録等を示すことなどが考えられる。情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣 旨】

本条は、本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に対し、公開請求に応じて公文書を公開しなければならない義務を規定することによって、「原則公開」の趣旨を明らかにしたものである。

【解 釈】

本条は、公開しないことに合理的な理由がある情報を、非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定めたものである。したがって、これらの非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る公文書を公開しなければならない。

個別の公文書の公開・非公開の判断は、公開請求を受けた実施機関が行う。

(1) 法令等（法令又は他の条例をいう。以下同じ。）の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する各大臣その他国の機関若しくは三重県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

【趣 旨】

本号は、法令若しくは他の条例の定めるところによる、又は実施機関が法令上従う義務を有する各大臣その他国・県の機関の指示による場合の非公開を定めたものである。

【解 釈】

1 条例は、法令の規定に違反しない範囲内において制定することができるものであり、法令の規定により公開してはならないとされている情報は、この制度において非公開とするものである。他の条例に公開できない旨の定めがある場合も同様である。

2 「法令等（法令又は他の条例をいう。以下同じ。）の定めるところにより」「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らかに公開することができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨、目的から公開をすることができないと認められる情報を含むものであり、例えば次のようなものをいう。

(1) 明文の規定をもって公開が禁止されている情報

印鑑登録原票（名張市印鑑条例第21条）

(2) 関係人以外には閲覧等が禁止されている情報

除かれた戸籍（戸籍法第12条の2）

(3) 守秘義務が課せられている情報

地方税に関する調査に係る事務に従事した者が、その事務に関して知り得た秘密
（地方税法第22条）

(4) 他の目的に使用することが禁止されている情報

指定統計を作成するため集められた調査票（統計法第40条）

3 「各大臣その他国の機関若しくは三重県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」とは、地方自治法第245条の規定により国の行政機関又は県の機関が行う「関与」のうち、同条1号へに定める「指示」、同条3号に定める「行為」及び同法245条の9第1項の「処理基準」であってこれに類するものなど、法律又は政令の規定によって実施機関が従う義務を有する国の行政機関又は県の機関の指示等をいう。

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣 旨】

個人に関する情報に係る公文書の公開は、基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要がある。

本号は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、公開しないことができる旨を定めたものである。しかし、本号ただし書において、法令等の規定により公表することとされている情報、個人の生命等を保護するため公開することが必要と認められる情報、公務員等の職務に関する情報については、公開する。

【解 釈】

1 本号は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され又は識別され得る情報等であることの二つから成り立っている。

- 2 個人に関する情報とは、次のようなものをいう。
- (1) 戸籍的事項に関する情報……………氏名、住所、性別、生年月日等
 - (2) 経歴に関する情報……………学歴、職歴、学業成績等
 - (3) 心身に関する情報……………障害、疾病、負傷等
 - (4) 思想、信条等に関する情報……………思想、信条、信仰、宗教等
 - (5) 経済的状況に関する情報……………資産、収入等
 - (6) その他の個人生活に関する情報……………家族構成、私人間の紛争等
- 3 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報とは、個人のカルテや反省文のように、特定の個人が識別できなくても、個人の人格と密接に関係する情報で、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。
- 4 「法令等の規定により」公にされている情報とは、商業登記簿に登録されている法人の役員に関する情報等をいう。
- 5 「慣行として」公にされている情報とは、叙勲者名簿等をいう。「慣行として」は、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。なお、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。
- 6 「公にされている情報」とは、現在、何人も知り得る状態に置かれている情報をいう。したがって、10年前に広く報道された事実であったとしても、現在は限られた少数の者しか知り得ない場合には、当該情報は、「公にされている情報」とはいえない。
- 7 「公にすることが予定されている情報」とは、請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。例えば、毎年公表している報告書であって、当該年度においても公表する予定で実施機関内部では既に作成されているが、対外的には未だ公にしていない時点で公開請求があった場合には、「慣行として公にすることが予定されている情報」として公開することになる。また、公にする時期につき具体的計画がない場合であっても、当該情報の性質上、通例公にされるものも、「公にすることが予定されている情報」に含める。
- 8 「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、現実に被害が発生している場合に限られず、将来これらの法益が侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

非公開により保護される利益と、公開により保護される利益の比較衡量を行い、

後者が前者に優越すると認められる場合は公開が義務付けられるが、この比較衡量に際しては、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

また、ただし書イによる公益上の義務的公開をする場合には、適正手続の保障の観点から、当該個人に意見書提出の機会を与えることが義務付けられている（14条2項参照）。

9 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職に関する情報は、プライバシー情報には含まないものとし、それが5号（審議検討情報）又は6号（事務事業情報）に該当しない限り、公開する。

10 本条例においては、何人に対しても、公開請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、仮に公開請求者本人が、自身に関する情報の公開請求を行った場合にも、個人に関する情報部分は非公開となる。

例) A氏が、A氏自身の個人情報に記載された公文書を公開請求した場合であっても、当該公文書のA氏の個人情報部分は公開してはならない。

（この場合、保有個人情報開示請求を行えば自身に関する情報は開示できる。）

(3) 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣 旨】

本号は、法人等に関する情報に係る公文書の公開請求に対して、公開をすることにより、不利益を与えると認められるものについては、営業の自由の保障及び公正な競争秩序の維持等の観点から、非公開と定めたものである。しかし、ただし書において、本号本文に該当する場合であっても、人の生命、身体等の保護のため必要と認められる場合は、公開するものである。

【解 釈】

- 1 「法人」とは、営利法人、公益法人（学校法人、社会福祉法人等） その他法人格を有する全ての団体をいう。
- 2 「その他の団体」とは、法人格を有しない団体で規約等を有し、代表者の定めがあるなど団体としての実体を有するものをいう。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。
- 5 ただし書について、法人等の事業活動により、個人の生命、健康、生活又は財産について、現に危害が生ずるおそれがある場合は、当該事業が違法又は不当であるか否かを問わず、その危害から個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報は公開することができる。

【運 用】

請求に係る情報が本号に該当するか否か、客観的に明白であるものを除き、当該法人等又は事業を営む個人に意見を聴するなど（14条 - 第三者に対する意見書提出の機会の付与等）、公開した場合における侵害される利益の有無、程度について客観的な判断に努めるものとする。

(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣 旨】

公共安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために行政に課せられた重要な責務であり、情報公開制度においてもこれらの利益は十分に保護する必要がある。

そこで、犯罪の予防・鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報を非公開とし、その判断の審査に当たっては、実施機関の裁量を尊重することとしたものである。

【解 釈】

- 1 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。
- 2 「その他の」公共安全と秩序の維持とは、犯罪の予防又は捜査等、平穏な市民生活、社会の風紀、その他公共安全と秩序を維持するために必要な活動をいう。
- 3 「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される、若しくは適正に行われなくなる、又はその可能性がある場合をいう。

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられ、歪められたり、特定の者に利益や不利益をもたらすことなく、適正な意思形成が確保される必要から定められたものである。

【解 釈】

- 1 市の機関においては、意思形成の情報が数多く存在するが、市の機関内部で十分検討し尽くされていない段階の情報を公開することにより、市民に誤解や混乱を与えたり、市の機関内部の公正な検討が妨げられたりするおそれがあるので、そのような情報は公開しないことができる。
- 2 情報公開制度を実施する目的の一つとして、市民の市政参加を挙げることができる。市民が市政に参加するということは、市政の意思形成に参加することである。
しかし、意思形成過程にある情報をそのまま公開すれば、時期によっては問題点が未整理であったり不正確な段階であったりするため、市民に無用な誤解や混乱、不信感を与えたり、外部的な不当な圧力や働きかけを呼び起こし、市や機関内部の自由かつ率直な意見交換を妨げ、特定の者に特別な利益又は不利益を与えるなどの問題が起こり得る。したがって、市の意見形成に係わる情報であって、公開することにより、公正又は適正な意見形成に支障が生じるおそれのある情報は、公開しないことができる。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、当該審議、検討若しくは協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報及びこれらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報をいう。
- 4 意思形成における情報は、当該審議等が終了し、最終的な意思決定がなされた後は、当該非公開事項は適用できないものである。
ただし、当該審議等が終了した後であっても、将来の同種の審議等の公正又は適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのあるものは公開しないことができる。

(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 指導、診断、判定、選考、評価、相談等に関する事務に関し、その適正な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣 旨】

本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定したものである。

【解 釈】

- 1 実施機関が行う事務事業の中には、その性質、目的からみて、執行前あるいは執行過程で情報を公開することにより、特定の者に不当な利益を与え、又は事務事業の実施の目的を失わせ、適正な実施に著しい支障が生じ、市民全体の利益を損なうものがあるので、そのような情報は公開しないことができる。
- 2 「監査、検査、取締りに関する情報」とは、市又は国等が権限に基づいて違反行為がないように行う監査、検査、取締りに関する情報をいう。「試験に関する情報」とは資格試験、採用試験等における試験問題や採点基準等に関する情報をいう。
- 3 「交渉に関する情報」とは、賠償交渉、土地買収交渉、労務交渉など、相手方との話し合いによる取り決めに関する情報をいう。

- 4 「調査研究に係る事務」に関する情報の中には、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより、成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるものや、試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を非公開とする。
- 5 人事管理に係る事務に関する情報の中には、たとえば、勤務評価、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とする。
- 6 「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」とは、公営企業等の性質上、正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非公開とするものであるが、本号カを3号の法人情報の規定に含めず、事務事業情報の問題として処理することとしたのは、地方公営企業等に係る事業の場合、法人情報と基本的に共通するものの、特に地方公共団体や独立行政法人等が実施主体であることに照らして説明責任の観点を重視した判断が必要になるからである。

したがって、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その公開の範囲は法人情報とは異なり、非公開の範囲はより狭いものとなる場合があり得るものである。

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条1項は、公開・非公開の決定をする場合において、非公開情報に係る部分を除いて請求のあった公文書の一部を公開することについて定めたものである。

2項は、公開請求に係る公文書に個人識別情報が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分公開について定めたものである。

【解釈】

1 「非公開情報が記録されている場合」の部分公開については、7条及び本条1項の文言からすると、非公開とすべき基準あるいは分離できるかどうかは、情報ごとに判断すべきものと解されるので、公開・非公開の判断は、公文書そのものを対象とするのではなく、文書中の内容を構成する個々の情報を対象とすべきである。

2 公文書に、非公開とすべき情報が記録されている場合でも、それ以外の情報が併せて記録されている場合には、本条1項の要件に該当する限り、部分公開すべきものである。

3 「容易に区分して除くことができる」とは、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また、時間、経費等から判断しても容易であると判断される場合をいうが、公開情報と非公開情報を容易に区分して除くことができない場合には、部分公開を行えなくてもやむを得ない。

たとえば、文章として記録されている内容そのものには非公開情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体に

は、非公開情報が含まれていないとしても、声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

- 4 電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題になる。たとえば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうち一部の発言内容のみに非公開情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非公開情報が含まれている場合などでは、非公開情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。

このように電磁的記録の場合には、公開情報と非公開情報の区分自体は容易であっても、両者の分離が技術的に困難な場合があり得るので、現に保有している電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）では非公開情報を「容易に区分して除く」ことができない場合は、部分公開義務はない。

- 5 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（2項）

- (1) 開示請求に係る公文書に第7条第2号の情報…が記録されている場合

第1項の規定は、公文書に記録されている情報のうち、非開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの非開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

「個人に関する情報」のうち、「特定の個人が識別され得るもの」（個人識別情報）は、通常、個人を識別させる部分（たとえば、氏名）とその他の部分（たとえば、当該個人の行動記録）から成り立っており、その全体が一つの非開示情報を構成するものである。他の非開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で非開示情報の大きさを捉えることができるのとは、その範囲の捉え方を異にするものである。

このため、1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として非開示となることから、氏名等の部分だけを除いて残りの部分を開示しても、個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときは、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

- (2) 当該情報のうち、特定の個人が識別され得る…おそれがないと認められるとき

個人を識別させる要素を除去することにより、誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

たとえば、未発表の著作物、研究論文や研究計画等を実施機関の審議の参考の

ために提供したような場合、著作者等が誰かを識別できないとしても、公表前に第三者が入手して、そのアイデアを利用した著作物等を先に発表してしまえば、個人の権利利益が害されることになるので、開示すべきではない。また、カルテ、反省文のように、個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切でなく、個人識別性がない場合であっても、開示されることにはならないと考えられる。

しかし、場合によっては、カルテであっても特定個人が識別されないように配慮した上で、公にすべき場合もある。この部分の扱いは慎重さが求められる。

(3) 当該部分を除いた部分は、…に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する

1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、7条2号に規定する非開示情報ではないものとして取り扱うことになる。「みなして」という表現から窺えるように、理論的には個人に関する情報であるが、個人に関する情報とは取り扱わないということである。したがって、他の非開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として非開示となることになる。

なお、個人を識別することができる要素は、7条2号イ、ロのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

【運用】

部分公開の方法は、おおむね次のとおりとする。

- 1 非公開部分がページ単位で存在する公文書の公開は、当該ページが取り外し可能なものは非公開部分を取り外し、取り外し不可能なものは公開部分のみを複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。
- 2 同一ページに公開部分と非公開部分が併せて存在する公文書の公開は、当該公文書を複写し、非公開部分を黒インク等により塗りつぶし、それを再度複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣 旨】

公開請求に対する決定は、本来、請求文書を特定した上で、①不存在、②非公開情報該当性の判断に基づく公開・部分公開・非公開、であることが原則である。しかし、例外的に公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって、非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合がある。

本条は、この決定の枠組みの例外を定めたものである。

【解 釈】

特定の個人の病歴や相談歴の情報、犯罪の内偵捜査に関する情報等の公開請求は、その公開請求に対し、「当該公文書は存在するが非公開とする」又は「当該公文書は存在しない」と回答するだけで、病歴や相談歴、犯罪歴等が「在る」又は「無い」ことを推認させてしまい、個人のプライバシーが害されてしまう。

このような公開請求があった場合に、公開請求に係る公文書に記録された情報を保護するため、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

【運 用】

- 1 公文書の存否を明らかにしない決定も、申請に対する処分であることから、13条により処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、公開請求者が決定の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、当該情報の性質、内容、公開請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非公開情報を公開することになるかをできる限り具体的に提示することになる。
- 2 存否を明らかにしない決定を行う類型の情報については、常に存否を明らかにしないが必要である。これは、公文書が存在しない場合には不存在と決定し、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないのでは、公開請求者に当該公文書の存在を推測させることになるからである。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開を実施する日時及び場所を速やかに書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条又は名張市行政手続条例（平成13年条例第26号）第7条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公文書の公開請求に対する公開の可否の決定及びその手続について定めたものである。

【解 釈】

「書面による通知」は、請求者への配慮であると同時に、行政庁の不作為行為ではないことを明らかにする上で必要である。

「公開をしない旨の決定」には、非公開情報が記録されているため公文書を公開しない場合（7条各号）、公文書の存否に関する情報の規定に該当する場合（9条）、公開請求に係る公文書が存在しない場合（本条2項）、その他の理由（権利の濫用的請求である場合（5条2項）、請求者に対して補正を求めたもののこれに応じず、公文書を特定できない不適法な請求である場合（6条1項2号）等）などがあるが、いずれも請求拒否の処分であり、拒否決定を書面で通知するとともに、理由付記及び審査請求及び取消訴訟の教示が必要となる。

【運 用】

理由付記（13条）については、単に条例上の根拠条項を示すだけでなく、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得るよう具体的に記載すること。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から14日以内(第14条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、29日以内)にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公開決定等の原則的期限と正当な理由があるときの延長期限及び延長の方法を定めたものである。

【解 釈】

- 1 第1項は、公開請求に対する公開の可否の決定はより迅速に行われることが望ましいことから、公開請求があった日から14日以内(第14条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、29日以内)に可否の決定をすることを義務付けている。
- 2 第2項は、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、15日を限度として、その期限を延長することができることとしている。
- 3 公開決定等の期限である14日以内(第14条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、29日以内)とは、公開の実施までの期限ではなく、公開を決定するまでの期限である。

【運 用】

- 1 期間の末日に当たる日が、名張市の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条第1項に規定する名張市の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日))に当たる場合は、その翌日をもって期限とする(民法142条)。ただし、名張市の休日においても通常の執務態勢をとる場合は除くものとする。

例) 12月19日(金) … 公開請求があった日
1月 2日(金) … 本来の公開決定期限だが、年末年始により閉庁
1月 5日(月) … 公開決定期限(本来の公開決定期限の翌開庁日)

2 15日以内の延長（2項）の場合には、「15日以内に限り延長することができる」という条文の「限り」という文言により、民法142条の適用を除外したものと解される。したがって、期間の末日が名張市の休日に当たる場合であっても、最大15日が限度であり、その翌日をもって期限とすることにはならない。

- 例) 12月 5日(金) … 公開請求があった日
12月19日(金) … 本来の公開決定期限
1月 1日(木) … 延長後の公開決定期限 (開庁・閉庁を問わない)

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から29日以内(第14条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあっては、44日以内)にその全てについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

【趣旨】

公開請求に係る公文書が著しく大量である場合、その全てについて、実施機関が前条の定める期間内に公開決定等をするにより、事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要がある。

そこで、本条は公開決定等の期限の特例を定め、公開請求の処理と他の事務・事業の遂行との適切な調和を図っている。

【解釈】

- 1 「公開請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、1件の公開請求に係る公文書の物理的な量と、その審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の公開請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。
- 2 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ」とは、当該公開請求の処理を担当する部局(担当室等)が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する。
- 3 「残りの公文書について公開決定等をする期限」とは、最終的に当該公開請求に係る全ての公文書についての公開決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できる。しかしながら、特例規定を適用する場合には、公開請求者に処理の時期の見通しを通知する必要があるため、請求に係る公文書の量、内容に鑑みて合理的な期間

を通知することになる。

なお、処理期限の上限について、条例上特段の定めはない。

【運用】

1 特例延長について、本項を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。
なお、公開請求があった日から14日以内に、15日以内の延長（11条2項）又は特例延長（12条）のどちらかを選択しなければならない。

① 実施機関は、公開請求があった日から14日以内（第14条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、29日以内）に、「特例延長の理由」並びに「15日以内に公開決定をする部分」及び「残りの公文書について公開決定等をする期限」を請求者に通知する。

② 公開請求のあった日から29日以内（第14条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、44日以内）に、相当の部分について公開決定を行う。

③ 相当の期間（①の通知においてその期限を示す）内に、残りの部分について公開決定等を行う。実施機関は、ある程度のまとまった公文書ごとに、早く審査の終了したのものから順に公開決定等を行うことが望ましい。

2 29日以内（第14条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、44日以内）に相当の部分につき公開決定等を行っても、公開請求に対する処分が終了したことにはならないが、請求者が「相当の部分」の公開を受けて、「残りの公文書」の公開を求める必要がなくなる場合も考えられる。また、請求者が「残りの公文書」全部につき請求を取り下げない場合であっても、「相当の部分」の公開を受けて、「残りの公文書」の一部についてのみ公開を求めることも考えられる。したがって、「相当の部分」の公開を行った後、「残りの公文書」の公開が必要か否かについて、請求者に照会することも運用上考慮すべきである。

(理由付記等)

第13条 実施機関は、第10条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公文書の全部又は一部を公開しない場合に、理由付記の必要性について定めるとともに、公開できる期日を示すことができる場合には、公開請求者にその期日を明示することを定めたものである。

【解 釈】

本条は、決定の書面主義に加えて、書面に理由の付記が必要であることを定めたものである。また、その場合は、公開しない根拠規定及びこれを適用する理由を、請求者が明確に認識し得る程度に記載すべきである。単に条文を示すだけでは足りず、なぜ当該条文に該当するかを具体的に示す必要がある。

これは、実施機関の慎重かつ適正な判断を確保するとともに、公開請求者の審査請求等の便宜を配慮したものであるから、非公開情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示す必要がある。

【運 用】

1 公開請求の対象公文書に複数の非公開情報が記録されている場合や、一の情報が複数の非公開情報に該当する場合には、それぞれについて理由付記が必要である。

なお、非公開情報が多く、かつ、散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由付記の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて記載することもあり得る。

2 部分公開又は非公開の決定の理由となった当該情報について、時の経過、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化等により、非公開等とする理由がなくなることが想定され、公開することができる期日をあらかじめ明示できる場合は、その期日を決定の書面に明記することになる。

ただし、公開することができる期日が到来するかどうか分からないもの、また、到来することは確実であっても期日が不確定なものは、これには当たらないものである。

なお、この期日の付記は、その公文書について当該期日に公開をする決定ではないので、公開請求者は、その期日の経過後に改めて公文書の公開請求を行わなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示、当該第三者に関する情報の内容、公開請求の年月日並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定（第10条第1項の決定をいう。以下同じ。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示、当該第三者に関する情報の内容、公開請求の年月日、公開しようとする理由並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときに、当該第三者の権利利益を保護し公開の是非の判断の適正を期するために、公開決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与すること（1項、2項）、及び公開決定を行う場合に当該第三者が公開の実施前に公開決定を争う機会を保障するための措置（3項）について定めたものである。

【解 釈】

- 1 本条は、公開対象公文書に第三者に関する情報が記録され、公開・非公開の判断（7条2号又は3号に規定する非公開情報に該当するか否かの判断）が難しい場合

に、実施機関がよりの確な判断を行うため、参考として第三者の意見を聴くことができる旨を定めたものである。

- 2 第三者に関する情報が記録されている公文書といっても、当該情報が既に公にされている場合、同種のケースについて非公開決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が公開に反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見提出の機会を与える必要がないものもあるので、本条では、意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断に委ねている。

したがって、公開・非公開の判断は、あくまでも当該第三者に関する情報が、7条2号又は3号に規定する非公開情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

- 3 本条にいう「第三者」は、一般的意味で用いられる「第三者」ではなく、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者」である。

市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が、本条の「第三者」から除かれているのは、私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいことや、意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

しかし、本条は適用されないが、事前の意見聴取の必要性自体を否定しているわけではなく、請求を受けた実施機関が、他の実施機関、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の事務に関連する情報を公開するか否かを判断するに際しては、必要に応じ、これらの者に事前の意見表明の機会を与える運用を行うとともに当該機関・団体の意見も一つの要素として判断することになる。国等の意見を聴くことは有意義ではあるが、公開・非公開の判断は、あくまでも当該情報が、7条5号又は6号に規定する非公開情報に該当するか否かによって行われるものであり、国等の意向によって決まるものではない。

- 4 「第三者」は、情報提供者に限らない。情報提供者が提出した文書に情報提供者以外の者に関する情報が含まれているときは、情報提供者以外の者も「第三者」として、本条の適用を受ける。また、第三者から提出された文書に限定されず、実施機関が自ら作成した文書に含まれる個人、法人等も「第三者」として本条の適用を受けることになる。

- 5 第三者の所在が判明しない場合の規定が2項にのみ設けられているのは、1項の任意的意見聴取の場合には、意見を聴取しなくても問題が生じないのに対して、2項の必要的意見聴取の場合には、意見聴取をする義務が免除されることを明確にする必要があるからである。

- 6 3項は、公開の実施前に第三者が公開決定を争う機会を保障するために、公開決定の旨、その理由及び公開の期日を書面により通知しなければならないこと、また、公開決定と公開実施との間に少なくとも2週間を置かなければならないことを定めている。

【運用】

- 1 意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に公開に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り実施機関の公開・非公開の判断に資するような情報の提供が望まれる。

- 2 1項の場合には、意見聴取が義務付けられているわけではないので、実施機関から第三者への通知の方法は任意である。したがって、口頭で通知することも差し支えない。

他方、第三者による意見表明の方法は意見書の提出の機会の付与としている。これは、反対の意思表示がなされた場合、公開決定をするときに、公開決定の日と公開を実施する日との間に、少なくとも2週間を置かなければならない(3項)ため、事実を明確にしておく必要があるからである。

- 3 第三者の所在が判明しない場合、公示送達をするのが一般的であるが、条例は公示送達を義務付けてはいないので、実施機関としては、少なくとも、商業登記簿等、公になっている記録について調査するなど合理的努力をする必要がある(最高裁昭和56年3月27日)。

第三者の所在が判明しない場合には意見聴取義務が免除されるが、第三者の所在が判明している限り、第三者が多数の場合であっても意見聴取義務は免除されない。この場合には、11条2項、12条で公開決定等の期限を延長して、個別に通知をすることになる。

- 4 第三者の権利保護と公開請求者の利益を考慮した結果、「公開決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、名張市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けるまで、公開を停止するもの」(19条4項)としているため、第三者の意見を尊重し、審査会の判断があるまでは、公開を行ってはならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画又は写真に記録されている公文書 閲覧又は写しの交付
- (2) フィルムに記録されている公文書 視聴又は写しの交付
- (3) 電磁的記録に記録されている公文書 視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法

2 前項の規定にかかわらず、視聴又は閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣 旨】

本条は、公文書の公開を決定した場合の実施方法を定めたものである。

【解 釈】

- 1 「閲覧」とは、文書、図面、図画、写真などを直接見ることによって行い、閲覧は、それが可能な情報について実施する。
- 2 「視聴」とは、ビデオテープなど閲覧できない情報を、その情報の内容を理解できる情報に変換する装置を使用して変換したものを、見たり、聴いたりすることによって行い、視聴は、閲覧できない情報について実施する。
- 3 「公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは公文書が貴重であったり、損傷が激しい等の理由により、これを閲覧等に供すると当該公文書の保存に支障がある場合等をいう。

【運 用】

電磁的記録を部分公開する場合、紙の記録の場合と異なり、削除の箇所と分量が公開請求者に分からない形で削除がなされ得る。このことは、公開請求者が部分公開の是非を争うことを困難にすることから、電磁的記録の公開は、当分の間、以下の方法により行うものとする。

(1) 基本的な公開の方法

電磁的記録(動画又は音声を除く。)の公開は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの(閲覧は白黒出力に限る。)の閲覧又は交付により行うことを基本的な方法とする(施行規則7条1項)。

(2) 文書、図画及び写真の特例(電磁的記録で公開できる場合)

文書等が記録された電磁的記録（動画又は音声を除く。）は、①非公開情報がない、②公開に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、閲覧又は複写が技術的に容易である、③情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがない等の一定の条件に該当するときに限り、電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの（以下「複写物」という。）の閲覧又は複写物の交付により、公開を行うことができる（施行規則7条2項）。

(3) 動画又は音声の場合

動画又は音声記録された電磁的記録の公開は、非公開情報がない等の一定の条件（上記（2）と同様）に該当するときに限り、複写物の視聴又は交付により、公開を行うことができる（施行規則7条3項）。

(4) 動画又は音声の特例（非公開情報がある場合）

動画又は音声記録された電磁的記録に非公開情報がある場合であっても、当該電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために必要な費用を公開請求者が前納する場合は、複写物から非公開情報が記録されている部分を区分して除いたものを視聴又はこれを複写したものの交付により、公開を行うことができる（施行規則7条4項）。

なお、動画又は音声の場合、公開請求者が非公開処理のための外注費用等を負担しないときは、用紙に出力し公開できる性質の記録ではないことから、部分公開義務はない。

- 5 「その他正当な理由があるとき」とは、請求に係る公文書が日常業務に頻繁に使用されている台帳等で、これを公開することにより日常業務に支障を生じる場合等をいう。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣 旨】

本条は、他の法令等に公文書の公開についての規定が置かれている場合に、この条例による公開との関係をいかに調整するかについて定めたものである。

【解 釈】

個別法等が、国民に対して、一定の情報を公表、公示、縦覧等の手続によって提供する旨を定めたり、閲覧、謄本・抄本の交付等の手続によって公開する旨を定めたりしている場合は多い。

原則としては、情報公開条例の規定と個別法等の規定とが、それぞれ別個に適用されることになるが、個別法等の規定により、何人にも公文書が情報公開条例に規定する公開の方法と同一の方法により公開することとされている場合には、情報公開条例を適用する必要性は乏しく、事務手続の錯綜を避ける必要があることから、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わないこととしている

【運 用】

- 1 法令等に公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限り、本条例による公開は行われぬ。しかし、当該期間の前後については、本条例の適用を受けることとなる。
- 2 法令等で閲覧等ができる公文書の範囲を限定している場合には、当該公文書については本条例による公開は行われぬが、範囲外の公文書については、本条例の適用を受けることとなる。
- 3 法令等により、閲覧等ができる者の範囲や期間等が制限されているときは、その範囲外の者又は期間外等については本条例の適用を受け、公開の請求をすることができる。この場合の公開・非公開の判断は、通常の公開請求と同様に、条例第7条

各号に照らして行うものとする。

4 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧（都市計画法17条1項など）であるときは、当該縦覧を閲覧とみなす。これは縦覧も閲覧とその実態が変わらないとみる立法である。なお、都市計画法の場合、公告の日から2週間は同法が適用され、都市計画案が縦覧されるが、この期間以外の場合には、本条例が適用されることとなる。

5 閲覧等には次のようなものがある。

(1) 閲覧

- ① 住民基本台帳（住民基本台帳法第11条）
- ② 道路台帳（道路法第28条）
- ③ 公園台帳（都市公園法第17条）
- ④ 選挙人名簿の抄本（公職選挙法第28条の2、第28条の3、第28条の4）

(2) 縦覧

- ① 都市計画案（都市計画法第17条）
- ② 固定資産課税台帳（地方税法第416条）

(3) 写しの交付

- ① 戸籍謄本・抄本（戸籍法第10条）
- ② 住民票（住民基本台帳法第12条）
- ③ 印鑑登録証明（名張市印鑑条例第17条）

(費用の負担)

第17条 公開請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付又は電磁的記録の公開を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付又は電磁的記録の公開に要する費用を負担しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公文書の公開に要する費用の負担について定めたものである。

【解 釈】

- 1 この条例に基づいて行われる公文書の公開請求に係る手数料は、無料とすることを明らかにしたものである。
- 2 「写しの交付又は電磁的記録の公開に要する費用」とは、公文書の複写に要する実費又は電磁的記録媒体等の実費相当額及び公文書の写し（電磁的記録を含む）の送付に要する送料をいう。
- 3 公開決定通知書の送付など、実施機関の意思伝達に係る経費は徴収できない。
- 4 情報公開制度は住民に開かれた行政の実現を目的として、住民に対し情報公開を求める権利を保障したもので、住民と行政の権利・義務を具体化したものである。閲覧等はそのための基本的手段であり、当然の事務である。このことから、手数料の徴収は制度の趣旨に反することになる。

【運 用】

- 1 費用の納付は前納とする。
- 2 公文書の写しの作成に要する費用の額は、写しを複写機等により作成する場合は、当該公文書1枚につき、白黒10円、カラー50円とする。
ただし、A3判を超える大きさのものについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
また、写しを業者に委託して作成する場合は、当該公文書1枚につき当該委託に要する額とする。
- 3 電磁的記録媒体に複写したものの交付等に要する費用は、電磁記録媒体等の実費相当額、被覆処理等の費用（外注費用等）である。
なお、閲覧のみであっても、被覆処理等の費用（外注費用等）が必要になる場合がある。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣 旨】

本条は、公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第9条第1項の審理員による審理手続に関する規定の適用除外とすることを、規定したものである。

【解 釈】

行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、「条例に基づく処分」について、条例で特別の定めを設ける場合、審理員を指名しないことができる。

名張市情報公開・個人情報保護審査会は、条例に基づき設置されている弁護士や学識経験者等の第三者で構成されている市の附属機関である。審査会では審査請求人と処分庁の双方の主張を聴き、対象となった公文書を実際に見分（インカメラ審理）した上で、公開決定等の妥当性について審議しており、審理員が行う審理手続と同等の審理を行ってきており、現在までの事例等の蓄積を活かした専門的で公正かつ適正な判断を行うことができるため、審理員を指名しないこととしている。

(審査会への諮問等)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、名張市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき(当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書その他の同法第41条第3項に規定する事件記録の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 公開決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、名張市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けるまで、公開を停止するものとする。

5 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関が行った公文書の公開・部分公開・非公開等の決定又は公開請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の手続を定め、諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問をした旨を審査請求人及び参加人のほか、参加人となりうるものが明白な利害関係者(公開請求者及び当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者)に通知することを義務付けるものである。

【解 釈】

- 1 「審査請求があったとき」(1項、4項)とは、非公開、部分公開又は公開等の決定を行った場合や公開請求に係る不作為の場合に請求者が審査請求を行ったとき

のほか、公開又は部分公開の決定について利害関係を有する第三者が審査請求を行ったときをいう（公文書の特定を争う場合には、公開決定に対しても、請求者が審査請求を行う場合があり得る）。

なお、不作為の審査請求の場合も、審査会への諮問を要することになっている。

2 「審査請求が不適法であり、却下するとき」（1号）とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項の規定により却下する場合をいい、このような場合においては、審査会の審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。

該当する事例としては、主に次のような場合がある。

(1) 期間徒過

審査請求が審査請求期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）の経過後にされたものであるとき（行政不服審査法18条1項）。

(2) 処分性の欠如

審査請求が処分性を伴わない事実行為に対してなされたとき（行政不服審査法1条2項）。

(3) 対象外事項

審査請求をすることができない処分（行政不服審査法に基づく処分）についての審査請求であるとき（行政不服審査法7条1項12号）。

(4) 無資格者

審査請求適格のない者（利害関係のない者、訴訟上当事者適格が認められない団体、委任を受けていない（自称）代理人等）からの審査請求であるとき（行政不服審査法2条、10条及び行政不服審査法施行令3条）。

(5) 補正命令無回答

審査請求書の記載の不備等について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき（行政不服審査法23条及び45条）。

3 2項における「弁明書その他の同法第41条第3項に規定する事件記録の写し」とは、行政不服審査法第29条第2項の規定により、審査庁（行政不服審査法第9条第3項の規定による審理員からの読み替え）が、処分庁等に対し、必ず弁明書の提出を求めることになったため、諮問時に弁明書等の写しを添付させることを定めたものである。

4 3項における通知の定めについて

(1) 目的

本条における通知の定めは、諮問時期を明示するものではないが、諮問した旨の

通知義務を諮問した実施機関に課すことで、諮問の遅滞がないよう促進する間接的な効果があり、不服申立手続に遅延が生じた場合に、名張市情報公開・個人情報保護審査会条例第13条の規定（答申書の送付等）とともに、少なくとも諮問をした実施機関における諮問の遅延をチェックすることができる。

（2）通知対象者

本条により通知すべき対象者は3項1号から3号までに掲げるものであるが、このうち1号の審査請求人には、①公開請求者本人のほか、②公開請求者への公開決定又は部分公開決定に対して、自己に関わる情報が記録されていることを理由に審査請求をした第三者が含まれることに留意する必要がある。

参加人とは、行政不服審査法13条の規定により、申請に基づき又は職権で不服申立手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を一にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない。

参加には、審査庁の許可を要する（行政不服審査法9条、13条）。

本条3項2号は、反対意見書を提出した第三者からの審査請求を想定した規定である。公開請求者に対してなされた公開決定（全部公開決定及び部分公開決定）に対して、自己に関する情報が記載されている第三者が当該決定に審査請求をした場合に、公開請求者に2号が適用され通知される。

なお、公開請求者が審査請求を行い、又は審査請求手続に参加していれば、本号ではなく、1号により通知される。

本条3項3号は、公開請求者が非公開決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

これは公開請求に係る公文書に、公開請求者以外の第三者情報が記録されている場合、14条により当該第三者には意見書を提出する機会が与えられるが、当該第三者が意見書を提出した場合に、公開請求者が非公開決定を受けて審査請求をしたときは、当該第三者は審査会に諮問がなされた旨の通知を3号により受けるというものである。

意見書を提出している場合でも、公開決定等に対して審査請求をしていたり、既に審査請求手続に参加している場合には1号により通知される。

5 4項は第三者からの審査請求により、実施機関が、職権により公開の停止（執行停止）を行うことを義務付けている。

審査請求人が執行停止の申立てをしなくても、本項の規定により、審査請求が提起されると、審査会の答申を得て再決定するまで、実施機関は公開を停止しなければならない。

なお、本項は行政機関情報公開法には相当する規定がないが、第三者の権利保護のために設けられたものである。

12 5項は、答申と答申を受けた実施機関の判断の関係について規定している。

審査会が第三者的な不服審査機関であるとの性格を考え、実施機関は審査会の答申を尊重すべきことが明記されている。

なお、実施機関が答申と異なる判断を行う場合には、答申内容の併記は勿論、答申と異なる判断理由の十分な提示が求められる。

【運用】

実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく非公開決定を行った場合、公開に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられる。実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法13条に基づき、当該第三者に参加人として参加する機会を与えることが適当である。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

【趣 旨】

本条は、審査請求に対する裁決と公開の実施日との間に少なくとも2週間を置くことなどにより、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障しようとするものである。

【解 釈】

1 公開決定の取消しを求めて第三者が審査請求をした場合は、実施機関は19条4項の規定により公開を停止することとなるが、審査請求を却下又は棄却する裁決がなされて直ちに公開がされれば、公開決定に対する取消訴訟を提起する機会を失ってしまうことになる。したがって、裁決と公開の実施日との間に相当の期間を置く必要がある。

2 1と同様に、非公開決定が請求者によって争われ、非公開決定を変更し公文書を公開する旨の裁決がなされた場合においても、第三者に、公開の実施前に、公開する旨の裁決を争う機会を保障する必要があるため、14条3項が準用されている。

ただし、公開決定等に対する審査請求において、第三者が参加人となり、公開に反対の意思を表示している場合以外は、出訴の便宜を図るため、公開の実施を遅らせることを正当化する根拠は必ずしも十分とはいえない。

すなわち、速やかな公開実施を求める審査請求人の立場も考慮すれば、公開の実施を遅らせることを正当化するためには、非公開決定に対する審査請求において、当該第三者が、参加人となって非公開決定を擁護していたことが必要という考えに立って、そのような場合に限り、14条3項を準用しているのである。

3 1号、2号の場合において、14条3項が準用される結果、裁決と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

(公文書の目録)

第21条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公文書を検索し、特定するために必要な資料を作成し、これを一般の利用に供することを実施機関の責務としたものである。

【解 釈】

「一般の閲覧に供し」とは、検索用タブレット等を市民相談室に備え、市民の閲覧に供することをいう。

(公文書の管理体制の整備)

第22条 実施機関は、この条例の円滑な運用を図るため、公文書の適切な保管及び保存並びに迅速な検索を行うことができる管理体制の整備に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、公文書の管理体制の整備について実施機関の責務を定めたものである。

【運 用】

情報公開制度の実施に当たっては、公文書の管理体制がこれに十分対応できるものであることが前提条件であるため、「担当者が不在のため確認できない」ことのないよう、公文書が適切に整理及び管理され、迅速かつ的確に検索できるよう公文書の管理体制の整備及び確立に努めるものとする。

(情報提供の充実)

第23条 実施機関は、市民が市政に関する情報を容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、情報提供施策の充実に関する実施機関の責務を定めたものである。

【運 用】

- 1 実施機関は、報道機関への情報の提供、広報紙、インターネットその他の広報手段の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 収集した行政資料は、市民相談室が整備する行政情報コーナーに設置し、一般の閲覧に供するものとする。

(制度の周知)

第24条 実施機関は、市民がこの条例を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目的、利用方法等について広く周知を図るよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、情報公開制度の市民への周知について定めたものである。

【運 用】

実施機関は、広報紙、インターネット、新聞報道等あらゆる手段と機会をとらえて、情報公開制度を市民に周知するよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第25条 市長は、この条例の運用状況について、毎年1回、市民に公表しなければならない。

【趣 旨】

本条は、制度の運用状況の公表に関する市長の責務を定めたものであり、公文書の公開等の状況を取りまとめ、制度の今後の適正な運用を図るとともに市民にこれを周知し、利用の促進と制度全体の発展を推進することを目的としている。

【運 用】

- 1 公表は「広報なびり」等によって行う。
- 2 公表事項は次のとおりとする。
 - (1) 公開の請求状況
 - (2) 公開又は非公開の決定の状況
 - (3) その他条例の運用に関する重要な事項

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項を定める権限を、実施機関に委任することについて定めたものである。

【運 用】

この条例の施行に関して必要な事項は、各実施機関ごとに定めることとしている。したがって、この条例に基づく事務の執行に関し必要な事項は、各実施機関が規則等により、それぞれ定めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた公開請求及び審査請求については、なお従前の例による。

(名張市個人情報保護条例の一部改正)

- 3 名張市個人情報保護条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)」を加え、同条第3号中「名張市情報公開条例(平成10年条例第13号)」を「名張市情報公開条例(令和元年条例第 号)」に改める。

第25条の15第1項中「速やかに審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない」を「審査会に諮問しなければならない」に改め、同条第2項中「弁明書」の次に「その他の同法第41条第3項に規定する事件記録」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 開示決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。

- 4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(名張市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

- 4 名張市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「名張市情報公開条例(平成10年条例第13号)」を「名張市情報公開条例(令和元年条例第 号)」に改め、同条第2項第1号中「第13条の2第1項」を「第19条第1項」に改める。

第3条中「第13条の2第1項」を「第19条第1項」に改める。

【趣 旨】

この条例の施行期日及びこの条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。